

平成27年度
第2回太子町国民健康保険運営協議会会議録

日時：平成28年1月28日（木）

午後1時56分～4時59分

場所：太子町役場議会棟2階 常任委員会室

太子町生活福祉部町民課

平成 27 年度第 2 回太子町国民健康保険運営協議会 会議録 (要点記録)

1. 協議会の開催日時及び場所

月日：平成 28 年 1 月 28 日 (木)

開会：午後 1 時 56 分

閉会：午後 4 時 59 分

場所：太子町役場議会棟 2 階 常任委員会室

2. 協議事項

① 平成 28 年度太子町国民健康保険特別会計予算 (案) について

② 国民健康保険税の税率改定について

3. 委員の出席・欠席者

出席委員：服部 千秋 中島 貞次 龍田 孝夫

山木戸 淑子 松浦 秀樹

欠席委員：森澤 英一

4. 事務局

副町長 八幡 儀則

生活福祉部長 三輪 元昭

町民課長 三木 孝秀 係長 池田 誠 係長 貞清 洋子

5. 協議会経過及び結果

別紙にて記載する。

1. 開会
2. あいさつ 八幡副町長
3. あいさつ 服部会長
4. 会議録署名委員の指名
会長が山木戸淑子委員と松浦秀樹委員を指名
5. 議事

池田係長：「国民健康保険税の税率改定」について説明

会 長：このような理由で、予算的にこうなので、税率を変えたいと若干下げたいと、それから資産に対しては今まで賦課していたけどゼロにしたいということ、それから、お医者さんに払われる分の減った部分が出るのでそういったことから下がりますよという説明ですけど、このことについて何かご質問ありましたらお願いします。

松浦委員：こんな形で税率が下がるのは初めてですね。これはこれから先を見越して、これでいけるだろうということで、来年再来年に上げるとかそういうことは無いですよ。

池田係長：松浦委員のおっしゃられたように、税率を下げるということは私もこちらの仕事をさせていただいてから初めてでございます。今までは上げるという改定をしておりましたので、上げるという改定をした時に毎年毎年足りないからと言って上げるというのはいかがなものかという考え方が事務局にございまして、上げさせていただいた時に少なくとも2年間は同じ税率でさせていただく、場合によっては基金であったり一般会計の協力を仰いだりしながら2年でさせていただくという考え方でございました。今回下げるといふ形になったのですけれども、逆にこれで赤字が出てしまうと将来的に立ち行かなくなりますから、上げる時以上に毎年毎年毎年の検証が必要ではないかと考えております。ですから来年度につきましても、今までは2年に1回の改定でありましたけれど、下げた時の影響がどうあるか非常に読めませんので、検証を1度したいと考えております。そうなった時に来年度に必要な経費に応じてもう1度改定をさせていただくという議論は正直可能性としてはあるかと思っております。

会 長：他の方どうぞ。ございませんか。あればまたその時おっしゃって下さい。では係長、後ろの方の説明はいいですか。これも先にさせていただいていいですか。では係長、続いてお願いします。

池田係長：「国民健康保険税の税率改定」について説明

貞清係長：「税制改革大綱における国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し」について説明

会 長：ありがとうございます。ただいま保険税率の改定の考え方、それから国の基準に基づく限度額の見直し、それから軽減する時の判定基準の額の変更の説明がありました。一つだけ誤解になってはいけないので確認しておきたいのですが、池田係長から他市町との比較がございましたが、本町が改定した額ですので、他所様も改正されれば減る可能性はありますので、太子が下から何番目とかいうのは、他所がどうされるかという部分があると思います。それから1つ最初に確認しておきたいのですが、課税限度額の見直しの世帯数がどれだけ減るということはおっしゃったのですが、高額世帯が何世帯くらいあるのか、それをおっしゃっていないので。と言いますのは、軽減の世帯についてはお配りの縦長の資料の3ページに軽減される方が何人でとかいう具体的に書かれておりますけれども、課税限度額を超えてる人はどの程度いらっしゃいますか。

貞清係長：現在ではですね、医療分につきましては66世帯、後期高齢者支援分につきましては70世帯、介護分につきましては59世帯が限度額を超えたという形で現在把握しております。それが改正後、2万円上げた時の限度額超過の対象となる世帯というのが、医療分は63世帯、後期高齢者支援分が59世帯、介護分は改定がございませんのでそのままという形で考えております。

会 長：ありがとうございました。では今説明いただいたことについて、質問のある方は挙手をお願いします。あと賦課割合の細かな50.18とか34.98とかありますが、これは税率の額が24,000円とかゼロになるように役場の方で計算されているので、これが課税をお願いするときの計算上、ゼロになっていないとやりにくいのです。その額がゼロに、下のほうがですね、なるように計算していくと細かなパーセントまでなっているということです。

会 長：どのような事でもかまいませんので、何かございませんでしょうか。もし休憩して聞いたほうが良いということであれば、休憩します。そのようにおっしゃって下さい。

中島委員：応能割と応益割でほぼ半々、50対50ということですけど、今回応能割の中の資産割がなくなったということは、応能割は全ていわゆる所得割になったということですよね。ということは、今まで資産割がなかった人、資産割があった人はそりゃあなくなったので良かったかどうかわからんですけども、今まで資産割がなくて所得割のみだった人というのは感覚的にどうなんでしょうか。上がるという感じなのでしょうか。そのへんがちょっとわかりませんので説明して下さい。

池田係長：応能割と応益割の中で、応能割の50%を維持するという事で申しますと、確かに中島委員がおっしゃったように、資産割をゼロにした分所得割が当然、例えば48%だったものが50%になるわけですから、増えるというところが1つの要素としてございます。あるのですけれども、実際のその影響額と言いますか、負担感

についてどうかという話になってまいります。先ほどご覧いただきましたこちらの税率改定の3ページの資料をご覧いただきますと、医療分の一般分、上の方の表の所得割の額の左から4つ目のところに算出税額という欄がございます。これにつきましては、医療分の一般分として、所得割額として約3億800万円税額を賦課させていただくというものでございます。これが当然後期分、介護分もでございますので、後期分で約1億、介護分で約3,300万円となりますと、所得割について課税させていただく額というのは約4億4,000万円程度になるかと思えます。その一方資産割についてなんですが、現在3ページの表をご覧いただきますと、資産割はゼロということで消えているのですけれども、この税率改定を提案する前に11月の段階で、現行税率で予算の見積もりをさせていただきました。その時の資産割の総額というのが1,300万程度でございました。確かに資産割の額が所得割の額に転化したというのはおっしゃる通りなのですが、転化する額につきましては、4億4,000万の中に対する1,300万ですので、影響としては大きくないのではないかとということがまず1点考えてございます。あともう1点ですが、今回我々が試算をさせていただくにあたりまして、まず資産割を一旦なくすという形で計算をさせていただいて、更に次の段階としまして実際に太子町の国保がかかる費用がいくらか、その中で本当に妥当な税率は何かという計算をさせていただきました。先ほど説明させていただきましたとおり、総じて減じるという形の結論が出ました。その時に所得割の医療分でしたら7.08%だったのですけれども6.99%という形で、下がるという形になってございます。これが7.09や7.10とかいうように上がるということになりましたら目に見える形で負担を感じることもおありかと思えます。それが総じて減じることによってそこが薄れていくのではないかと。ないとは申しませんが、確かに一部転化しております。現実としてあるんですけども、少額で全体に減じている中に溶け込んでいることが1つ。あと資産割サイドの方で申しますと、資産に対して課税することの意味なのですが、これいろいろな意味があるかと思えますし、兵庫県下でもまだ半数近くの市町が資産割を使っているのですけれども、資産には所得を生み出す資産と所得を生み出さない資産がございます。例えば年金だけで生活をされているけれども土地や家をお持ちの方でしたら、その資産に対して固定資産税も結構かかっておられます。固定資産税のさらにその上に国民健康保険税という、健康保険という別の要素の家計に対して資産割をかけることがいいのかどうかという議論がございます。実は健康保険というのは、国民健康保険のほかに75歳以上の方は後期高齢者医療、あるいは被用者保険とありますけれども、後期高齢者医療につきましては、兵庫県は所得割と均等割だけで資産に対する課税は行っておりません。被用者保険につきましても実際にいただく給料の中から保険料が計算されますけれども、資産に対しての課税はございません。他の健康保険との比較をしたときにも資産に対しての賦課というのが他の保険には見られないという中で、その横並びと申しますか、そこを合わせようということも1つの考え方としてあろうか、というふうに思います。所得割への影響という点では中島委員のおっしゃる通りなんですが、資産割の方からの1つの要素として検討させていただきました。以上です。

松浦委員：単純な質問かも知れませんが、他市町との比較の中で佐用町は非常に高齢

者が多い町で太子町はほぼ若い人と高齢者がうまくミックスした町で、この数字的な差というのはどこに一番の違いがあるのか簡単に教えて下さい。

池田係長：1つの鍵は一般会計からお金をいただいているかどうかだと考えております。太子町につきましては、後ほど予算の方で説明させていただくのですが、一般会計からお金はいただいているのですけれど、国のほうで定められたルール分しかいただいております。いわゆる赤字補填的なお金はいただいているのですが、佐用町様につきましてはいただいております。その点で税率を低く抑えられているのではないかと考えております。

会 長：休憩したほうが聞きやすいですか。もしそうだったらそのようにしますけど。

松浦委員：別によろしいです。

山木戸委員：太子町の資産割のことは、私は前から言ってきたんですけどゼロになるんですね。姫路市もありますし特に佐用町なんて資産割が大きいですよ。今それに持って行って、一般会計からのたくさんお金もあるのでこのように税率が違うんでしょうけど、30年度に広域化された時にその辺っていうのはどういうふうに、太子町の場合は一般会計から出てない、資産割ゼロですが、その辺のバランスはどういうふうなとり方をするのでしょうか。

池田係長：30年度に向けて都道府県の広域化にされた時に、保険税としまして問題になるのは、今の資産割の有無の問題と佐用町さんのように一般会計で補填をして低く抑えているところと、我々のように一般会計を入れていない、その結果純粋にかかった費用に対して税をいただいているところと、この差額がどうなるのかということになるかと思うのですが、まず資産割につきましては、先ほどの資料にもあったんですけど、県としては資産割はなくしたいという方針を出しておりますが、かといえ実際に税率を決めるのは各市町の最終決定の判断に委ねられますので、恐らく強制力は持たない、しかしながらそういう方向に行ってほしいという言い方をするのではないかと考えます。ただ佐用町さん・福崎町さん・宍粟市さん、かなり高い資産割を課税しているところ、これはあくまでも予想になるのですが、「いやいや県はそう言うけれども我々はこのまま維持する」という形にはならないのではないかなど、一気に減らすことは難しいと思われまので、段階的に減らしていく形を取る可能性が高いかなと思います。つまりこのままではない、減らしていくという形には行くというふうに考えております。もう1点、税率の開きの問題なのですが、実は今回都道府県の広域化をするにあたりまして、国のほうが国保に対する補助整備の拡充をしております。具体的には都道府県の広域化をする平成30年度に国ベースで3,500億円の額を各市町村国保に払うという形になっております。この3,500億円というのはどういう数字かと申しますと、全国の市町村国保で、一般会計が赤字補填をしているいわゆる赤字の繰出額、これの総額が3,400億強でほぼ近似値になります。となりますと、この3,500億円を交付することによって、国保の赤字体質ということがよく全国的に言われておりますが、その赤字体質を改善しよう、具体的には一般会計からの繰入れをやめ

るようにという、そういった意味の金だと我々は理解しております。そうなった時に、我々の国保としましては、一般会計のお金をいただいておりますから、最終的に段階的に3,500億円の何某かを太子町がいただくことになれば、そのお金をいただいて、もし赤字補填で一般会計からいただいたら、そのお金で一般会計の赤字補填を無くすことにする形に作用すると思うのですが、我々は一般会計からいただいておりますので、いただいた額は保険税率の削減の方向に作用することができる。しかしながら、ちょっと佐用町さんの名前を出して悪いんですけれども、例えば赤字補填をしている団体が5,000万円赤字補填していて、5,000万円お金をいただいても赤字補填を消すだけで税率を変えることができない、或いは赤字補填をしている額よりも国からいただくお金のほうが少なければ、もう1つの方向として一般会計赤字体質をやめるべしという方向性がございますので、一般会計の繰入が取り止められてさらに税率が上がっていくということに作用するのではないかなと考えております。

三木課長：ただいま池田係長が申しました内容は、本日お配りした資料の中に「国民健康保険制度（市町村国保）の改革について」というものがございます。資料4枚目の「新たな国保制度の仕組み①（国保改革による制度の安定化 公費拡充）」というところがございます。3,500億という数字が先ほどありましたが、ここでは3,400億円ということで、現行の欄を見ていただきますと、「国保の財政収支は恒常的に赤字（約▲3千億円）であり、決算補填等のために市町村が公費を繰り入れている。」太子町のほうでは繰り入れてはいないのですが、そういう現状があることは国が認めておまして、改革後は「毎年3,400億円の追加国費投入により、恒常的な赤字の解消へ」国が国費として国保へ財政支援をしますという形でございます。公費拡充計画は実は平成27年度、今年度から①加入する低所得者層に応じた財政支援として1,700億円、実際に今年度1,700億円を国が、これは消費税が5%から8%に上がった分なんですけれども、それを財源として今年度もいただいております。28年度・29年度も1,700億円、国が国保に対して出します。30年度から都道府県化したときは、それにプラス1,700億円で合計3,400億円、いまちょうど市町村が一般会計の方から独自に補填している分を国費として投入することによって、そういった市町村が一般財源から出してる分を出さなくて済むんじゃないかということの、国がその分を肩代わりしますということをもって都道府県化というものを一緒に進めていこうという考え方です。今太子町は一般会計から赤字の補填はしておりませんので、まるまるこの1,700億円は予算でも来年以降も来ますので、非常に太子町にとってプラスに働いております。保険基盤安定繰入金ということで何千万という形で、今年度も補正があるんですけども5,900万ほどが入ってまいります。国の方からそういう支援をいただけるという形で、それもあってマイナスの方に我々には行けるということです。ですから今、一般財源を投入しているところについては、その分がもちろん佐用町さんにも入って来ますので、今の税率を守ろうとすると、それが見合うのかどうかという話で、平成30年になった時に3,400億円を入れているそれよりも一般財源を入れすぎていたら、いくらかは一般財源を入れないと持たないかもしれません。それは市町村によって違うと思います。太子町は純粋にその分がマイナスに、これだけではないんですけれども、被保険者数が減りました、医療費も上がってません、

国からの拡充もありました、で、よく考えてみると30年に向けて、上げるのではなくて、現行維持じゃなくてもいけそうだと、逆に言うと資産割を無くしてもいけますよと、今回減額ができそうだとということでご提案をさせていただいているわけで、すぐに反映してきたのかなという思いはあります。他の市町さんはその一般会計を減じるか、率をそのままにするのかはそれぞれの市町であると思えます。ただ今開けていただいている資料の次のページを見ていただくと、「新たな国保制度の仕組み②」というのがありますが、改革後のところですね、「将来的に、都道府県の区域内は一律の保険料率を目指す。」となっております、これ将来ですのでいつからというのはいないんですけど、国のほうはそれぞれの広域化になって一つの国民健康保険、兵庫県の国民健康保険を30年からするんですけども、将来は同じような県内の一律の保険料を目指した上でそれぞれ収斂させていく方向で国の方は考えておると頭に入れながら、私どもでは30年度の広域化を目指しての提案という形でございます。補足になりましたけども以上です。

会 長：他にございませんか。

龍田委員：税率を下げる1つの要因として、加入者が減少しているというお話があったんですけども、それは高齢者の方が後期高齢の方に移って減じているのが原因なのか、他に何か原因があるのなら教えていただきたいです。

三木課長：はい。おっしゃる通り75歳で後期高齢保険制度に移られる方が世代的に多くなっておられるので、国保の方が下がっているというふうに分析しております。例えば自営業者の方が会社にお勤めになられて被用者保険に入るというのではなくて、純粹に後期の方へ行かれる方が多いです。ですから太子町の後期高齢者医療制度の方も増加の幅が広がってきているというふうに認識しております。

龍田委員：ということは、太子町は高齢者の人口が多くなったという意味に捉えてよろしいのでしょうか。

三木課長：現実的に、他市町まではいかないまでもそういう時代に入ってきたと考えていただいても結構です。ただ現実には言いますと、もちろん団塊の世代の方が今後後期高齢の方に入っていくのも厳然たる事実で、太子町だけじゃなくて他の市町も同じように起こることでございます。後期高齢者だけじゃなくて、太子町の人口を分析しておりますと死亡・出生などありますが、亡くなられる方よりも生まれるの方が今のところは若干ですが多くあるというのが現実です。転入転出の部分もありますし社会的要因もあるのですが、まだ太子町の方では町では我が町のみで市も県内でも2～3くらいしかないと思いますけど、他のところは死亡超過なのですが、うちはまだ出生の方が多い、何とかもっているという現実を頭に入れていただければいいかと思っております。

会 長：ありがとうございました。他にございませんか。ここでちょっとトイレに行きたい方もおられると思いますので、15時25分に再開しますので休憩します。

(休 憩)

会 長：では再開をいたします。他に質疑ございませんか。ないようでしたら、新年度の予算案について説明をお願いします。

池田係長：「平成 28 年度太子町国民健康保険特別会計予算（案）」について説明

会 長：ありがとうございました。何か質疑ございませんか。

会 長：暫時休憩します。

(休 憩)

会 長：再開します。何かございますか。

山木戸委員：1 ページ目の歳入歳出のところですけど、共同事業拠出金って歳出のところがありましたね。これっていうのは昨年度の例えば太子町の医療費等に応じて決まってくるのですか。それとも人数か何かで決まってくるのですか。

池田係長：実は 2 つの要素がございます。1 つは被保険者の方の人数によりまして一定の割合の計算がされます。もう 1 つは山木戸委員がおっしゃられた通り過去の医療費なんですけれども、過去 3 カ年の医療費をみまして、これぐらい医療費がかかっているから太子町さんはこれだけですよという計算がされます。

山木戸委員：結局支払ったものがそのまま入ってくるということですね。数字からすると。全く同じ数字ですよ。そういうことになっているのですか。

池田係長：実は予算案の額につきましては、山木戸委員のおっしゃられた通り同額にさせていただいているのですが、交付金の実際に入ってくる額というのは、28 年度に太子町がどれぐらいの医療費がかかるかということによりまして交付額が決定するんですけれども、これを見込む事が技術的に非常に困難であります。過去の決算を見ておりましたが、うちが払う拠出金と交付金としていただく額というのがほぼ同じ額で推移をしております。ですから実は予算上は、拠出金の額については国保連合会というところから示されます。その額を計上させていただいて、交付金もほぼ同じ額で推移しているということを踏まえまして同額を計上させていただいております。ただ、決算を打ったときには確かに拠出金と交付金は別の要素になりますので、決算の時には額は若干違ってくる形になります。

会 長：何でも構いませんので何かございませんか。暫時休憩します。

(休 憩)

会 長：再開します。ご質問はありませんか。

山木戸委員：先ほど説明いただいたんですがちょっともうひとつよく理解ができておりませんのすけども、もう1度説明お願いできますか。財政調整基金の話をちょっともう1度教えてほしいんですけど。

会 長：ご質問は財政調整基金そのものについてか、それともどういうふうに入れてまた戻ってくるかという仕組みについてですか。

山木戸委員：1億400万円いくらですか、それを予算に充てると言われたんですけど、どういう形でそれだけあるのか、これさっきのお話でしたら全部じゃないですよ。どれくらい使っても大丈夫なのかとか、さっき説明していただいたのですがちょっと理解ができていませんのすすみません。

会 長：では総額何年度末いくらで、そのうちいくらを使うとかそういうことを含めて説明をお願いします。

池田係長：国民健康保険の財政調整基金なんですけど、平成26年度の、昨年度の決算を閉めた段階で1億9,600万円です。

山木戸委員：この3ページにある分ですね。

池田係長：はい、そうでございます。1億9,600万円の中で27年度の当初予算を編成する時にこの1億1,000万円を基金から繰り入れるということで予算を組んでいたんですけど、繰越金が出てきたりとかいろんなことがございまして、27年度3月の補正を行った結果、3月末でこれはあくまでも見込みなんですけれども、1億7,300万程度基金が残った状態で決算が打てるのではないかと考えております。これが1番悪いパターンと申しますか、医療給付がたくさんかかったりしたパターンを想定しておりますので、ひょっとしたら2,300万円繰り入れる額がもうちょっと圧縮されて今年度末の基金の残高も1億7,300万から若干増えるかもしれません。一応一番厳しめで1億7,300万という見込みをしております。次に28年度の当初予算なんですけれども、仮に1億7,300万円が3月で残ったとしまして、じゃあそのうちの1億円を基金の方からお金を入れる形で、予算を入れさせていただこうと思っております。その基金を入れるということについて、ちょっと説明が足りなかったと反省しているのすすけども、どういうことかと申しますと、これは国民健康保険に限らず役場の予算というのは全てそうなんですけど、まずかかったお金の費用、払うべきお金の額は歳出と言うのですが、我々が払う額というのを積み上げて歳出の総額というものを決めます。例えばこれが仮に100億円だったとします。次に歳入としまして税金でありますとか、いろんな国の交付金でありますとか、うちがいただく額を歳入として計上していきます。何も操作をせずに普通に歳出の必要な経費をどんどん積み上げて、また、歳入のもらえる額を積み上げたときに、歳出と歳入の額が1円単位までイコールになることはまずございませぬ。違う積算の仕方をしますのすす。ただ役場の予算をいうものは、歳入の総額と歳出の総額は全く同じ額にして予算を組まなければいけないという大前提が

ございます。例えば100億お金がかかると見ているのに歳入が90億しかお金が入りませんと予算を組んでいたら、10億はどうするんだ、という話になりますので、歳出額と歳入額を合わせるためにいろんな貯金の基金を、仮に10億足りないんだったら10億基金から入れる形で計上して、歳出歳入の総額を合わせるということで、予算の段階ではイコールになるということを一前提として押さえます。28年度の国民健康保険につきましては先ほど38億と申し上げたんですけど、歳入の積上げをしましたら37億強でございましたので、残る1億につきましては基金からの繰入金としていただくということで予算を編成しました。これが27年度の決算が終わって剰余金が出た時に1億円戻るといってお話をさせていただいたんですけども、それがどういったことかと申しますと、実は当初予算で歳入の総額を積算する時に、前年度からの繰越金というものを一応計上はしております。計上はしているのですが、これは経験的に1億3,000万円ほど繰越金が例年生じてはいるのですが、当初予算を作るにあたりましては3,000万円しか計上しておりません。何故かと申しますと、前の年の収支の決算額剰余金というのはまだ確定したものではありませんので、確かに1億入るであろうという見込があったとしてもそれを全くその100%入れるということは、もし何らかの突発事情が生じた場合に予算の根本が成り立たなくなってしまうので、繰越金につきましては、一般会計もそうなんですけれども、低めで計上する形になってございます。それで28年度の予算で国保の繰越金としては3,000万円計上するというので、まず11月に編成をしました。その後1月2月と来ておりますけれども、例年と同じような財政の運営はしております、医療費の経過も同じように来ておりますので、恐らく1億円強の繰越金が出るであろうという見込みであります。では実際に1億2,000万円の繰越金が3月で決算を閉めて出たとします。1億2,000万円の繰越金が出たのに当初予算では3,000万円しか予算を持ってないじゃないかと、じゃあ差引き9,000万円をどうするかとなった時に、予算としては3月に確定させるんですけど、来年実際に28年度が始まった途中で、補正予算ということで予算を修正することができます。その時に繰越金は3,000万円と言ったんですけどそうではありませんでした、1億2,000万円です、というふうに繰越金額の追加をします。そうしたら繰越金が3,000万円から1億2,000万円に上がります。そうすると今まで38億で歳出の予算額と歳入の予算額がイコールでバランスを取っていたものが9,000万円増えることで歳入の予算額が9,000万円増えてしまいます。じゃあやっぱり歳出と合わせなければいけないから今度歳入を減らさなければいけない、その時に繰越金で増えた分を、今入れようとしている財政調整基金の1億円から9,000万円を引き算してまた歳入の総額を落としていくということになります。ですから実際には基金のお金を使うわけではございませんと申し上げたんですけど、予算上の総額を合わせるために基金の繰入金を入れさせていただくのですが、繰越金が出て或いは他の要素があって歳入が沢山入る、或いは歳出が減ることになりましたら、それに見合っただけ基金から入れたお金は減らすという形になります。その結果27年度も当初に1億円基金繰入金ということで予算を持っていたんですが、今は2,300万円に下がってきているというのがその要因でございます。

会 長：それでね係長、基金を使うというのも最終的にはまた同じくらいになるであろう

と、そういうことがもしかしたらご質問なのかも知れないと思うもので、ほぼ同じならほぼ同じになりそうだとあくまで将来のことですから、ほぼ同じくらいになるであろうとかそういうことをちょっとお願いします。

池田係長：先ほども1億という数字を申し上げたんですけれど、例年1億円くらいの繰越金の追加の額が生じております。では当初予算で1億5,000万円の基金を入れてしまうと、いくら1億円繰越金が出ても5,000万円引けませんので実際に基金は減っちゃうんですけれど、繰越金がだいたい1億円出てる世界で基金からも1億円いただければ、プラスマイナスほぼゼロになりますので、ほぼ28年度の基金残高も27年度の基金残高とほぼ同じ程度で推移するものと考えております。

山木戸委員：わかりました。じゃあ同じくらいの残というのがあるということなんですね。

会 長：他にございませんか。

中島委員：医療給付費の算出算定の考え方があるんですけども、この中で一般被保険者の増減と退職被保険者の増減のみなんですけれども、高額療養費が予算書では減と、一般の方で802万円ですか、合わせて退職を含めて1,000万円の減となるのですけれども、結構高額療養ということは大きな病気の場合があると思うのですけれども、あと難病みたいな指定されたものが去年でしたか結構増えましたので、それとさっき医療技術等高度化による上昇、厚労省から2.3%上乘せしなさいとあった分を踏まえると、結構高額療養費は増えるのではないかとということが考えられるんですけれども減少、予算なんで去年の予算から比べると減少している。その辺の考え方というのがどういう考え方なのか。

池田係長：まず高額療養費につきまして、27年度から減っておるということなんですけれども、これにつきましては27年度減ってるということについて申しますと、この医療給付費を算出するにあたりましての元の母数ですね、28年度でしたら27年度決算見込額、27年度予算でしたらもう1つ前の26年度決算見込額、それを母数として使ってるんですが、この母数自体が27年度の方が現実として減っているという事実がございます。27年度の12月の補正におきまして、国保でも医療費を4,000万円ほど減額させていただいたんですけれども、確かに医療技術の高度化等で2.3%伸びる率は出ておりますので、その部分、率を見ますと伸びる傾向にあるんですけれども、その掛ける母数につきまして太子町につきましては、27年度の決算見込額が26年度より減っているというところがございまして、予算額としては減じるという形にはなってございます。ただ高額療養費につきましては中島委員がおっしゃられたように、突発的な大きな心臓手術でありますとか、何か1つの案件が生じることで非常に額が動きやすい部分でございまして、ですから予算を見積もるにあたりましては突発要素はどうしても見込めませんので率でさせていただきますんですが、今後心臓手術で1,000万円必要になったとかいった場合にはやはり補正対応とかそういった可能性もある科目ではございます。

中島委員：あともう1点、特定健診というか町で行っている健診なんですけど、資料の7ペー

ジの対象者は当然国民健康保険加入者全てが対象なんでしょうけども、ところが国民健康保険に入っておられる方も会社の社会保険等に入れない人、まあ従業員数が少ないとか一定の所得になってないとかパートとかの関係の人でも勤め先の健診は受けておられるという方も多分、かなりいらっしゃると思うんで、この数字だけを見ると低いなと思う感覚があるんですけども、その辺はある程度掌握されておられるんですかね。当然町からは「健康診断受けて下さいよ」と通知来ます。でも返事する人もいるし、勤め先でしているからいらないと返事をしない人もいます。その辺の掌握はある程度されるんですか。

池田係長：現実のお話としまして、中島委員のおっしゃられましたとおり会社の健康診断とか受けられている方がいらっしゃるかと思います。ただこちらの方としてそういった方々の人数を現実把握まではしておりません。ただ逆の言い方になるんですが、特定健診で26年度は28.4%という数字が出ております。じゃあ現実4人に1人強の方しか健康診断を受けていないのかと申しますと実はそうではなくて、会社の健康診断とかを受けられておられる方はいらっしゃるのであろうと考えてはございます。ただ、ちょっと人数までは把握できてはおりません。

会 長：そうしますとパートの方とかの数値の計算は分母としてはパートの方とかも入っているということによろしいですか。

池田係長：国保に加入されている方でしたら母数に入っております。

中島委員：その辺で要は数字だけ見たら低いじゃないかと、議会や一般の人から言われるかもしれません。でも正確には数は掌握されてないですけども、パート等で勤めに行って会社で、或いは会社の方が何人か固まって医師会へ行くなりというケースも結構あると思うんです。誤った数字ではないですけど何かそのへんね、誤解のないようにお知らせできないものかなと。そりゃ聞かれたらそのように答えざるを得ないんでしょうけど。実数がわかったら対象人数が正確にわかれば一番いいんでしょうけどね。今聞きましてちょっと厳しいなと思ひまして、実際の対象人数というのが把握されてないんで、これが低いのか高いのかがもう1つ実体としてつかめないなというのがあります。

会 長：今中島委員がおっしゃったことは、通知の時とか勧奨の時に聞くことはできないんですか。その方が多いのか少ないのか、聞くとなると非常に手間がかかりますか。その辺はどうですか。

池田係長：実は特定健診を受診されていない方で、過去に1度でも受診された方につきましては、夏に個別に電話勧奨をしております。その中でお受けいただく方もございますしお受けいただけない方もいらっしゃるんですけども、お受けいただけない方につきましてはその理由等を伺うようにしております。その中で会社の健康診断を受けているからという方がどれくらいだったかは、数字を持ち合わせていないのでわからないんですけど、電話勧奨をさせていただいた方というのも国保被保険者全てではなくて、1度でも受けた方に限定されますので、その数値を

持ちましていわゆる健診を受けておられる方と、総体として把握することはできないのですけれども、1つの傾向として電話をかけた方についての数値の分析と申しますか集計はできるかなというのとは考えておりました。

会 長：可能であればね、どれくらいの労力になるかも検討の部分もあるんですけど、受けた方もなんですけど受けなかった方に、他の数字と共に会社の方で受けられたら国からのこういう方針もあるので、お知らせいただけたらありがたいとかそういうようなことを入れれば、どれだけの方がご返事下さるかもわからないんですけど、もしもそれで少しでも効果というか、もしそれではっきりすれば数値を上げることはできないんですかね。はっきりそれで受けてますってことになったら数値上げれるんですか。そうであればそういうことを検討されても、どれだけどうなるかわかりませんが、ご検討すると今返事しなくても結構ですけどご検討いただけたらと思います。まず、「しました」と言ったら数値はそれで上げれるのか、数字の計算の時に上げていいんですか。

池田係長：特定健診としてカウントさせていただくには、結果表をいただいてそれを特定健診システムに入力しなければいけません。その結果表をいただいて入力をするところをクリアすればいわゆる特定健診としてカウントできるかどうかは実務をやっている者と1度確認をさせていただきたいと思います。

会 長：あくまでその資料をもらわないといけないんですね。大変かもしれませんが一応どの程度できるかご検討いただければと思います。

会 長：他にありませんか。

山木戸委員：今の特定健診ですけどお医者さんでも受けられるんですよ。それっていうのはこの数には入っていないということですね。

池田係長：個別健診と申すんですけれども、たつの市揖保郡と姫路市の医師会へ委託をしております。例えば私が国保に入っておりますして特定健診受診券というものを持って行って、病院で特定健診として受けさせていただければ、その数がここに入ってきます。その時は健診の情報が病院を通じて我々に知らされるという形になります。

松浦委員：今特定健診のお話が出てますけども、これはいわゆる節目年齢の時に無料のクーポンが来てるあれじゃないんですかね。

池田係長：実は事業としては同じ時にさせていただいております。細かな話をしますと、特定健診は節目年齢ではなくて40歳以上になったら年に1回ずっと受けていただけるんです。クーポンを配らせていただいておりますのは特定健診ではなくてがん検診の方になるんですけれども、ただ実際には集団検診ということで、特定健診をさせていただきその流れでがん健診もさせていただきますので、実際の事業としては一体としてさせていただいております。ただ制度としては違う制度になります。

松浦委員：ああそうですか。それにしてもかなり率が悪いですよ。実際の数字をちょっと把握する方法を考えてもらったら、せっかくいい制度をしてくれよってやのに、何かすごく寂しい結果やなと思いますね。

会 長：他にございませんか。暫時休憩します。

(休 憩)

会 長：再開をいたします。他にご質問はありませんか。ないということでよろしいですか。

(異議なし)

会 長：それではこれで質疑を終わらせていただきます。只今の国民健康保険税率の改定及び平成 28 年度太子町国民健康保険特別会計予算案の説明が当局からありました。当協議会としましてこの案を承認させていただくのか、或いはいやというご意見があるのかお伺いしたいと思います。今説明いただいた案でよろしいでしょうか。いかがでしょうか。

(異議なし)

会 長：それでは、当協議会として承認とさせていただきます。続いて報告事項、特定健康診査・特定保健指導の状況について説明をお願いします。

池田係長：「特定健康診査・特定保険指導の状況」について説明

会 長：今の説明について何か質問ございませんか。ご意見でも結構です。質問が出ないようでしたらこれでこの件終わりますけれど、ございませんか。

(質疑なし)

会 長：本日の議事としましては以上です。事務局から報告・連絡事項はありますか。

三木課長：「国民健康保険制度（市町村国保）の改革」について説明

会 長：今のことについて何か質問がありましたらどうぞ。課長、3,400 億円というのは消費税が少々、考えていたように入らない軽減が想定される中で、3,400 億円は確保するというような前提のお話ですか。

三木課長：その辺の話はまだ何も聞いておりませんので、一応我々としては入ると見込んでおりますが、おっしゃる通り軽減税率の関係で税と一体改革の中で、財務省との折衝になろうかなあというふうに、確かに思われます。

会 長：課長もう1点、広域化することによって人についてお尋ねしたいのですが、本町の職員で広域化によって何か人件費を減らすような部分が存在するのか、そうでなくてそこまではなかなか難しいのではないかとか、その辺はどういう感じですか。

三木課長：はい。近い将来広域化になったことで、国が描いている一番最後の部分については、恐らく共同で処理したり広域化ができるということで各市町村の担当の方は減らせるのではないかというのが最終目標であるのは確かですけど、現実的な部分の話をさせていただきますと、実際には県の広域化が始まりますので、各市町村は県の方に国民健康保険の担当者、ちょっと寄っててもらわないと兵庫県も立ち行きませんよ、県の職員だけではできませんよということで、現実には今年度から数名県庁の方に勤めに行っている職員がおります。広域連合とかも同じような形で、市町村の職員が逆にそういったものの中で、県の課長が言われるのは「それぞれの市町の規模に応じて応援をしていただきたい。」、実質には県の方へ来てもらって事務を一緒にやってほしいというような要請もありますので、すぐに町の職員の減につながるかということ、私はそんなことはないと思います。そして、仕事の面でも結局町がきめ細かに地域、身近な関係の中でそれぞれ仕事をしなさいということとはあまり変わることがないので、すぐには減には結びつかないと思われまます。

会 長：そうですね。そういうことかなあと。そして、各市町村の仕事もやらなきゃいけないことがあるので、減るのかどうなるのかと思ってお尋ねしたということで、なかなかないということですね。

三木課長：ないと思います。逆に増やして欲しいです。

会 長：他にございませんか。ないようでしたら、この今の説明については終わりとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(異議なし)

会 長：他に事務局、何かございませんか。

三木課長：はい。私の方からもう1点、今当初予算の方をご承認いただいたんですけど、今年度27年度の補正予算につきましても次の議会の方に提案をさせていただく予定をしております。ただ数字が固まっておられませんので、資料として本日まだお出しできるものがございません。人件費等まだ固まっていないところがあるので、ちょうど精査中でございますのでご了解いただきたいと思います。ただ、今精査している中で主な内容だけ口頭ではございますがお伝えさせていただきます。今年度の歳出においてまず減額するものが、マイナンバー番号制度に伴いますシステム変更の委託料が概ね136万円程度減額をする予定です。こちらの方は変更の契約によって減額です。それから、出産育児一時金でございます。お子さんの

生まれる数が予算に比べまして出産件数が減少しておりますので概ね370万円程度減額させていただき予定をしております。あと連合会の方から通知がありまして、先ほどもありましたけれど共同安定化事業拠出金でございますけれども、こちらの方は追加になりますけれども、2,300万円強の追加を予定しております。歳出につきましてはそれくらいの報告を予定しております。一方歳入面につきましては、療養給付費の負担金が、医療費が減額しておりますので、入ってくる方も概ね3,780万円ほど減額でございます。あと国と県の調整交付金につきましても合計で1,600万円ほどの減額を見込んでおります。あと歳入につきましては先ほどありました1,700億円の関係もございまして、保険基盤安定負担金につきましましては繰入金で4,200万円強プラスという形で一般会計の方から入れていただくという形で、プラスの方もあるという形でございます。細かい数字については調整中でございますので、補正予算につきましても当初予算と同様に3月議会の方に提案をさせていただき予定でございます。以上でございます。

会 長：今の件についてご質問はございませんか。課長それは委員の皆様が決まった段階で報告してもらえますか。議会には出てきますけどそうでない方もいらっしゃるので、文書にしたものを送って下さい。

三木課長：かしこまりました。

池田係長：報酬について説明

会 長：本日の会議はこれにて閉会したいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なし)

会 長：それでは、本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございました。皆様方におかれましては、今後ともこの国保について当局に対していろいろとご意見を言っていただいて、またこれはどうなっているのですかということも日頃から言っていただいたら結構かと思っておりますので、当局におかれましては委員の意見を真摯に受け止めて運営されますように申しておきます。これで終わります。

(閉 会)

この議事録が真正であることをここに署名する。

平成28年 4 月 6 日

議長 (会長) 服部千秋

署名委員 松浦秀樹

署名委員 山本戸淑子

